

# 関 税 政

## 第 53 号

発行所：関東信越税理士政治連盟  
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地  
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会 長 小 林 俊 一  
編集責任者：広報委員長 小 野 朝 嗣  
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



竜神大吊橋とこいのぼり 写真提供：観光いばらき

### 目 次

小林会長再任あいさつ	2	関税政規約	10
退任のあいさつ	3	各県税政連だより	20
臨時大会報告	9		



## 再任のごあいさつ

関東信越税理士政治連盟

会 長 小 林 俊 一

本年3月23日に行われた臨時大会で再任され、2期目となりました小林でございます。会員の皆様には本連盟の活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。引き続き、本連盟の活動に力を注いで参ります。宜しくお願いたします。

さて、昨期の就任に際して掲げました、会務にあたっての三つの重点事項への取り組みと今期の活動について申し上げます。

一つ目に掲げた、関東信越税理士会との連携の重視につきましては、当連盟規約第3条「本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。」の規定のとおり、当連盟の活動の根幹です。これまでと同様、税理士会との強い連携のもと、活動を行って参ります。

順序が前後しますが、三つ目に掲げた国会議員への陳情については、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動が制限される中、感染に最大限留意しつつ、税理士による後援会の皆様や当連盟及び各県税政連役員各位による陳情を行うことができました。これら陳情活動の基礎となる後援会は、2年間で6後援会が新たに設立されました。皆様には厚く御礼申し上げますとともに、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、これに関連した国政選挙への対応につきましては、令和3年10月31日投開票の第49回

衆議院議員総選挙においては、当連盟推薦候補者43人中42人が当選、令和4年7月10日投開票の第26回参議院議員通常選挙においては、当連盟推薦候補者8人全員が当選するという素晴らしい選挙結果となりました。本年は衆議院議員総選挙が実施される可能性がある旨の報道もございます。いつ選挙が実施されても対応できるよう、たゆまず準備を進めて参ります。

最後に、二つ目に据えていた会務の運営について申し上げます。一昨年、「会務執行検討特別委員会」を設置して、規約を含めた現状の問題点と今後の改善方法の検討を行って参りました。その成果は、2月17日開催の幹事会において「旅費規程」及び「ウェブ会議運用指針」の新設、主に会員の定義と幹事会構成役員を改めた「標準県税政連規約」の改正、3月23日の臨時大会において主に会員の定義と幹事会構成役員を改めた「関東信越税理士政治連盟規約」の改正に結びつきました。これらの新設、改正された規約類は、当機関誌に掲載しておりますので、ご一読くださいますと幸いです。その一方で、積み残された課題もございます。運営にあたっての財政の問題は、本連盟、各県税政連の活動に大変重要なものであり、慎重に議論を重ねて参りました。今期はこの問題を中心に据えて、更に検討を進めたいと考えています。

結びに、今期も税政連の活動にご理解ご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、再任のごあいさつといたします。

## 退任のあいさつ

前副会長

小 林 馨

井部俊一前会長、小林俊一会長の下、2期4年にわたった副会長の職を退任することとなりました。この2期は新型コロナウイルス感染症の影響により会務活動が停滞し、各種の会議、定期大会、後援会活動に大きな影響がでました。昨年度はコロナ禍の規制も緩和されたことから、会場型による定期大会、懇親会を開催することができ従来に近い会務運営ができたのかと思うところです。関東信越税理士政治連盟の更なるご発展と役員の皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げ退任のあいさつといたします。ありがとうございました。

## 退任のあいさつ

前副会長

長谷川 良 則

小林俊一会長の下、一期二年間という大変短い期間ではありましたが、本会の副会長と政治連盟の副会長を兼任させていただき、本会と政治連盟の連絡調整役としての使命に従って活動させていただきました。

会議等では、本会、日税連等の会議と重複して、欠席することがあり迷惑をおかけしたことも多々あり、深くお詫び申し上げます。

しかしながら、両組織の執行部を経験させていただいたことにより、税理士会の行う建議権を行使するにあたり、政治連盟の活動が支えになっていることを実感できて大変勉強になりました。

特に、国会議員の後援会活動により、その国

會議員に税制改正の陳情等をスムーズに行え、結果、令和5年度改正項目で、税理士会の主張する内容が取り上げられたものと、改めて、各地で後援会活動を行っていただいている会員に敬意を表したいと思います。

一旦、政治連盟の執行部は退任することになりましたが、引き続き本会副会長として留任することになりましたので、小林会長を中心とする政治連盟活動にも、以前と変わらず協力をしていく所存であります。

二年間、会員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

## 退任のあいさつ

前副会長

小 池 英 之

令和5年3月をもちまして副会長を退任いたしました。副幹事長として2期4年、その後副会長として2期4年という長きにわたり関東信越税理士政治連盟の役職を務めさせていただきました。井部前会長、小林会長をはじめ役員の方々及び事務局の皆様には大変お世話になりました。また、会員の皆様にはご理解とご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

思い返すと、副会長就任時は、私が所属する栃税政で起こった「会員地位不存在確認等請求事件」の係争中でもあり、税政連関係者には大変ご心配をおかけしました。第一審では「原告の請求棄却、訴訟費用原告負担」という判決が下され、東京高裁での控訴審では勧められた和解に応じることによりほぼ勝訴という形で裁判は終了しましたが、今後、会員の定義や加入勸奨、会費の徴収については特に慎重な対応をし、不要なトラブルが起らないことを願っております。

また、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響で従来のような税政連の活動が難しくなり新たな活動方法を模索しながらの活動となってしまいましたが、衆参2回の選挙対応、地元事務所での陳情、規約を含めた現状の問題点の検討など最小限の活動はできたのかなと思っています。

後任の皆様には、更なる後援会組織の拡大活性化、陳情活動の強化、会員増強などの施策を検討していただき、我々が熱望する税制改正要望の実現に向けた税政連活動をお願いしたいと存じます。

最後となりますが、関東信越税理士政治連盟の皆様のご活躍をご祈念申し上げ退任のあいさつといたします。

長い間ありがとうございました。

## 退任のあいさつ

前副会長

田 子 一 夫

関東信越税理士政治連盟の皆様、私は4年間にわたり副会長を務めて参りましたがこの度退任いたしました。私にとって税理士政治連盟は、普段関係の浅い政治活動を、税理士会の関連部門として行動を行う貴重な場でした。しかし私の任期の4年間とコロナの感染拡大の3年間が重なり、あまり活動ができませんでした。関東信越税理士政治連盟の活動行事は、ほぼ縮小や中止となり、会議は対面でなく、リモートが中心となり行われました。

地元群馬県内の各税理士による後援会も、活動の制限縮小を余儀なくされました。結果として、私も各税理士による後援会の活動への参加があまりなく、各会員との交流もできませんでした。

私達の重要活動である税制改正の陳情については、県内選出国会議員の地元事務所への陳情、国会の議員事務所への一斉陳情を積極的行いました。昨年度は、令和5年10月からのインボイス方式の導入を前に、重要要望項目3項目の第一要望としてインボイス制度実施に伴う再検討を掲げて陳情して参りましたが、一部改正にとどまってしまい残念であります。

退任後もこの経験を踏まえ、税制改正には注意を払って業務を行っていききたいと思います。どうもありがとうございました。

## 退任にあたって

前副会長

高 橋 潔

平成27年4月から新潟県税政の会長、関税政の副会長を6年にわたり務めて参りましたが、令和5年3月をもって卒業させていただきました。私自身は政治活動などあまり関心もなかったのですが、税理士の業務は常に法律と向き合う仕事であり、結局は法律がどうあるべきか、どう改正されるべきか等を、実務を通じ考えるようになっていきました。支部、県連、本会の会務に携わるようになっていくと、毎年税理士会の建議が発表され、それを実現していくためには最終的に国会議員の先生方の理解を得なければならないことを感じました。その想いが政治連盟の活動を6年間続けてくることができた原動力だったように思います。

新潟県内には五つの税理士による後援会が設立されていますが、常々後援会があることによって先生方の聞く耳の大きさが違うと感じてきました。今後ともしっかりと活動を続けていきたいと思います。その定期総会に伺い国会議員の先生方への陳情や意見交換を通じて親

しく懇談できたことや選挙応援で来られた自民党税制調査会会長宮沢洋一先生との懇談も貴重な体験でした。

これからも税制は時代とともに変化を続けていくでしょう。それに伴って税理士会の建議や要望事項も新しくなっていかなければなりません。終わりのない活動が続きます。政治連盟には会費収納率など悩ましい問題が残っております。何とか解決されることを祈っております。

後を引き継いでくださる皆様には宜しくお祈りし、更なるご活躍をお祈りしてお伝えして、退任のあいさつとさせていただきます。

## 退任のあいさつ

前副会長

百 瀬 征 男

本年1月に大阪国税局管内の豊岡税務署（兵庫県）から、事業所得（農業）と雑所得（業務）についての区分例が示された。これは昨年10月7日の国税庁「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」（基通35-2）を受けたものである。

（例）500万円の給与収入がある方が、副業で農業をしている場合

主たる収入の基準（主たる基準）は、500万円×10%=50万円となる。

帳簿保存あり	
農業所得	農業収入60万円あり 主たる基準50万円<農業収入60万円
農業所得	農業収入今年10万円（例年50万円）あり 主たる基準50万円=農業収入50万円
雑所得	農業収入10万円（例年10万円）あり 主たる基準50万円>農業収入10万円
帳簿保存なし	
雑所得	農業収入60万円あり 帳簿保存基準300万円>農業収入60万円

問題提起

租税法律主義

○ 通達は行政規則であって、行政組織内部における命令に過ぎず、一般国民は直接これに拘束されない。

通達課税

○ 法令の改正とは異なり、事前に取り扱い変更の予測が立ちにくく、上記はまさにこの例である。

遡及立法

○ 納税者に不利益な取扱いを遡及して立法化することは、租税法律主義に違背するのではないか。

平成13年4月以来、23年間税政連に身を置き、4期8年間関税政副会長職を務めさせていただきました。皆様のご支援、ご協力のもと、国民納税者の代表として税理士会の建議実現に向け活動を共にさせていただきました。しかしながら、寄る年波には如何ともしがたく、体力の限界を知り、また素晴らしい後継者に恵まれ後進に道を譲ることとさせていただきました。

税制改正は、時の経過とともに複雑になり、その深度は増すばかりです。税政連に携わる方々は、税理士の社会的地位の更なる向上を目指す自負と誇りに満ちた方々です。何事が起ころうとも、強制加入の税理士会建議を、任意加入の税政連が実現する。実現した成果は、全ての税理士が享受できる。この自負と誇りを胸に秘め、活動を展開していただきたいと思えます。

本年10月からは、いよいよインボイス制度が始まります。納税事務の定着を図る2割特例は、その適用期間が3年であり、また事務処理の簡素化を図る少額特例は6年間です。期間の定めは設けないとする税理士会の要望とは隔たりがあり、不十分なものとなっています。ここに対する活動が急務となります。要望の実現を期待しています。

新年度からは、小林会長、岸幹事長を中心とした体制がスタートしました。若い力を存分に発揮され、自由闊達な活動を望みます。関税政トップに値する資質を備えた方々であり、また職責を全うし得る資質を備えた方々でもあります。皆様には旧に倍する温かいご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。長い間本当にありがとうございました。

## 退任のあいさつ

前副幹事長

仲 野 光 男

この度、3月をもちまして副幹事長を退任いたしました仲野です。

長きにわたりまして、会長をはじめ役員、事務局の皆様には大変お世話になりました。この誌面をお借りして厚く御礼を申し上げます。

副幹事長に就任したときは、税理士会としての政治連盟の重要性をあまり理解していませんでした。自分の勉強不足が大変恥ずかしかったです。何回か会議に出席しているうちに、税制改正がどのようにして実現するのか少し理解できるようになりました。毎年たくさんある改正案の中から何が最重要なのか、顧問先、納税者のために何度も協議を繰り返して改正案を決定し、上部機関に提出、そこでまた協議を繰り返し確定してきました。政治連盟が推薦した国会議員へ陳情するなど、税制改正の実現への道は遠く、改正案が国会で採決され確定したときは、苦勞が報われたと感動することもありました。役員や会員の皆様の一致団結した力があってこそできたものと喜んでます。税理士会に税理士政治連盟があるから実現できることで、会員の皆様のより一層の政治連盟へのご理解、ご協力をいただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症に対しての安全確保のため、今後は感染拡大防止をしながら日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和、マスク着用の自己判断等という方向に進んでいます。

今年の10月1日から開始されるインボイス制度では、免税事業者が取引制限を受けるのではと心配されています。免税事業者が開始の日から適格請求書発行事業者となるには、3月31日までにその登録を検討しなくてはなりません。

政治活動には関心がなかった私でしたが、政治活動に触れることができたのは、素晴らしい経験になりました。これからも一税理士として政治活動に関心を持ちたいと考えております。

最後に、関税政の皆様方の今後の活躍をお祈り申し上げます。

## 退任のあいさつ

前副幹事長

柳 澤 彰

振り返れば12年、多くのことを経験させていただきました。税政連を通じて変わったことは、政治が身近になったことでしょうか。政治は苦手でした。よく言われるように政治と宗教の話はするな、を口実にして距離を置いてきたように思います。アンチ巨人は巨人ファン？では政治嫌いは政治好き？なんて考えたこともありますが。

税政連活動で一番重要なのはやはり税制改正に関する陳情活動であろう。初めての議員会館での陳情は緊張の連続でしたが、面会していただいた議員の先生方には熱心に要望を聞いていただき、根気よく陳情を続けていくことが要望実現には大切と感じたものです。また地元でも

後援会活動を続ける中で議員との関係が強くなり、国会見学、財務省をはじめとする省庁の方々との勉強会など貴重な経験を積むことができました。これは税理士の税政連活動を議員の皆さんに重要視していただいている表れと思います。こうしたことは今まで地道にそして熱心に活動を続けてきた歴代の税政連役員の皆さんの努力の賜物に尽きると思います。このような経験は一般の社会人ではできないことであり、一人でも多くの会員が税政連活動を通じて多くの経験を積んでいくことは、税理士業務においても大きな財産になると思います。特に関税政のみならず日税政で担当されている役員の方々の活躍は、今日の日本の税制の在り方に強い影響力を持つほどになっています。これまで築き上げてきた関係をさらに強固なものとして要望実現へ繋げていただきたいと思います。

現在の日本が抱える状況は非常に厳しい時期を迎えているように思います。日本の社会が希望を持てる社会となり、若者世代が輝ける社会となるよう税制面のみならず、どのような制度設計が必要か、納税者の理解を得られる制度にするには何が大切か議論し説明していくことが重要と思います。今後も気力・体力が続く限り将来を担う世代の人たちのため、研鑽を重ね応援していきたい。

こうした税政連活動を支えてくださっている事務局の皆さん本当にありがとうございました。

及び参議院議員通常選挙が実施され、政治連盟推薦候補者の応援、衆・参両議院会館等への税政建議の陳情、そして令和3年5月に設置された「会務執行検討特別委員会」の委員長として検討内容を取りまとめ、令和4年10月、小林会長に最終報告をいたしました。特別委員会は延べ9回の会議を開催しましたが、この間は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう時期であったためWeb会議が中心でした。関税政の規約・規則類の整理、規程の新設、各県税政連の財政問題点を中心に検討しました。一定の結論が得られた規約・規則類の改正、新設は、2月17日の幹事会、3月23日の臨時大会において可決承認されました。積み残しとなった課題は、関係する委員会に検討を進めていただく予定です。ご協力を賜りました9人の委員先生方に改めて感謝申し上げます。

さて、一言申し述べたいと思います。これからの政治連盟の維持発展には若い会員の力が重要です。今以上に執行部に若い人材を登用するなど、会務に参加しやすい環境を作る必要があるのではないのでしょうか。また、会費の収納率アップのため周知・広報活動をしているにもかかわらず活動資金が困窮している現在の財務体質を改善する施策には限界があります。会費値上げを検討する時期が来たのではないのでしょうか。

結びに、関東信越税理士政治連盟の益々の発展をご祈念申し上げます。

## 退任のあいさつ

前副幹事長

遠 藤 憲 五

本年3月末をもって副幹事長を退任しました浦和支局の遠藤です。

2年間を振り返りますと、衆議院議員総選挙

## 退任のあいさつ

前副幹事長

清 水 善 規

この度、3月をもちまして副幹事長（政策副委員長）を退任いたしました清水善規です。2年間でしたが会長をはじめ役員、事務局の皆様

には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

思い起こせば2年前、諸般の事情により急遽副幹事長に就任したときは、政治連盟の組織や役割を十分に把握できていませんでした。さらにコロナ禍に遭って会議にもなかなか参加できず、十分な活動ができたか疑問が残っています。

税理士会では税制建議の策定に関しては長く関わってきましたが、政治連盟に関わって税制建議を実りあるものにするには国会議員への働きかけをはじめとして、法律の作成に関わるあらゆる人に働きかけなければいけないことを知りました。朝早くから衆参議院議員会館に集合して国会議員の部屋を個別に訪問して陳情するという地道な活動にも参加しました。面識のある地元選出の議員が、写真を撮ろうと言ってくださったときは大変うれしかったことを思い出します。

また、税理士の役割の一つに租税教育があります。最近、小中学校は税理士以外の団体が担当し、税理士会は高等学校、大学への租税教育へとシフトしてきています。先日参加した高等学校では「国債の依存度と所得税と消費税を中心とした税制改正」というテーマで議論が行われていました。いまや財政再建という課題は老若男女問わず、全国民で議論すべきテーマになっているといっても過言ではありません。政治連盟としてもこの分野へ踏み込んでいく時期に来ていると感じました。

今後は、インボイス制度や電子帳簿保存法をはじめとして、新しい課題に取り組んでいかなければいけません。そこで大切になってくるのが税理士からの政策の企画立案です。これを担うのが政治連盟です。多くの税理士会会員にこの点をご理解いただき、関税政が益々発展することをお祈り申し上げます。

## 退任のあいさつ

前副幹事長

落 合 順 二

3月31日をもちまして、副幹事長を退任いたしました、落合です。

約6年にわたり、会長をはじめ税理士会会員及び事務局の方々のお陰により務めさせていただくことができました。心より御礼を申し上げます。

思い起こせば、平成28年4月に越谷支部数人のご協力により、埼玉県第3区選出の衆議院議員の後援会を創立し、政治活動に関心を持ち始めてからが政治との関わりでした。

税理士会及び政治連盟は、一体として税制改正の建議を行っております。その結果、建議要望が実現されたことも多々あります。継続は力なりと申しますが、特に政治に関わる税制改正等の建議要望はそのとおりに感じております。

税理士会及び政治連盟がこれからも建議要望を継続することにより、中小企業の事業者、更には税理士が納得した税制が実現されることを見守っていきたいと思います。

この6有余年の間に政治連盟に係る訴訟や会費収納率の低下等を考えると、これからの関東信越税理士政治連盟の役員の方々には更なる努力と精進をお願いするとともに、国会議員との連携によりあるべき税制の実現の活動が継続することを祈念申し上げ退任のあいさつといたします。ありがとうございました。





# 関東信越税理士政治連盟臨時大会報告

関東信越税理士政治連盟

幹事長 岸 生子

3月23日、関東信越税理士国民健康保険組合会館（さいたま市）において、臨時大会を開催した。

第53回定期大会（令和元年7月3日開催）において、役員任期を事業年度開始（4月1日）から2年とする規約の改正があり、令和5年4月からの役員を選任するための開催となった。前回の令和3年の臨時大会は新型コロナウイルス感染症防止の観点から書面によるものだった。

新井正副幹事長の司会で始まり、大石敬副会長の開会のことば、小林俊一会長のあいさつの後、百瀬征男副会長と高橋潔副会長が議長に就任し、議事に入った。役員任期満了に伴う改選と規約の一部変更の議案について説明があり、賛成多数で両案とも可決承認された。

本大会で選任された新役員は下記のとおりである。

（順不同：敬称略）

役職名	氏名
会長 (1名)	小林 俊一
副会長 (9名)	大石 敬、秋山 典久、内田 茂行、若山 実、星野 昌弘、石原 仁、岸 生子、池 淳一、成澤優一朗
幹事長 (1名)	岸 生子
副幹事長 (15名)	原口 哲也、小口 秀一、小野 朝嗣、新井 正、田中 操、堀内 義広、井上 雅裕、小暮 好市、三輪 洋之、横田 尚久、萩原 武馬、中村 岳、細沼 幸央、村椿 正子、横沢 正
幹事 (24名)	長沼 早苗、倉井 章、鴻田 敦、小野 恭利、松田 聡、西山 利昭、橋本 一哉、櫻井 史也、井筒 一郎、植野 正子、出澤 琢磨、渡邊央一雄、浅井 達司、小峰 儀則、柳澤 彰、澤口 俊行、清水 善規、中村 文男、落合 順二、寺門 孝彦、森山 昭彦、風間 良光、百瀬 征男、小池 久己
会計監事※ (6名)	栗原 茂雄、関口 俊一、大西 勉、川手今朝人、今井 彰夫、清澤 清

※会計監事は第57回の定期大会後の就任

# 関東信越税理士政治連盟規約

昭和38年10月9日制定  
令和5年3月23日改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、関東信越税理士政治連盟（略称「関税政」）と称する。

(本 部)

第2条 本連盟の本部は、埼玉県さいたま市に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 納税者の権益擁護に立脚した税理士制度確立のための政治活動
- (2) 納税者の実態に即した租税制度の確立のための政治活動
- (3) 租税法律主義に基づく税務行政実現のための政治活動
- (4) 納税者の租税倫理の高揚を図るための政治活動
- (5) 会員に対する情報の提供と機関誌の発行
- (6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本連盟は、次に掲げる県税理士政治連盟（以下「県税政連」という。）をもって組織する。

- (1) 茨城県税理士政治連盟
- (2) 栃木県税理士政治連盟
- (3) 群馬県税理士政治連盟
- (4) 埼玉県税理士政治連盟
- (5) 新潟県税理士政治連盟
- (6) 長野県税理士政治連盟

## 第2章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1人    |
| (2) 副 会 長 | 11人以内 |
| (3) 幹 事 長 | 1人    |
| (4) 副幹事長  | 20人以内 |
| (5) 幹 事   | 30人以内 |
| (6) 会計監事  | 6人以内  |

(役員を選任)

第7条 役員は、大会において選任する。

2 役員を選考方法について必要な事項は、規則で定める。

(会 長)

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。

(幹事長)

第10条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

(副幹事長)

第11条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。

(幹事)

第12条 幹事は、会務に参画する。

### 第3章 執行機関

#### 第1節 正副会長会

(正副会長会)

第13条 本連盟に、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び幹事長をもって構成する。
- 3 正副会長会は、本連盟の会務に関する事項を協議決定する。
- 4 正副会長会は、会長が招集し、これを主宰する。

#### 第2節 正副幹事長会

(正副幹事長会)

第14条 本連盟に、正副幹事長会を置く。

- 2 正副幹事長会は、幹事長、副幹事長で構成する。
- 3 正副幹事長会は、会務執行に関する事項について協議する。
- 4 正副幹事長会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

#### 第3節 委員会

(委員会)

第15条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため、次の委員会を置く。

- (1) 政策委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 組織委員会
- (4) 国対委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 後援会対策委員会

(委員会の所掌事項)

第16条 各委員会の所掌事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 政策委員会 本連盟の基本政策の企画立案及び税理士業務の確保・拡充対策の審議
- (2) 財務委員会 本連盟の財政の確立強化と健全な運営を図るための諸施策
- (3) 組織委員会 本連盟の組織活動の統一強化に関する諸施策
- (4) 国対委員会 本連盟の事業の遂行に必要な国会活動及び本連盟の選挙対策の企画立案
- (5) 広報委員会 本連盟の目的、事業達成のための情報収集、機関紙の発行その他の広報活動
- (6) 後援会対策委員会 各県税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策

(委員会の組織)

第17条 各委員会に、委員長1人、副委員長及び委員若干人を置き、委員長は副幹事長のうちから、副委員長及び委員は副幹事長、会員(第5条に掲げる各県税政連に所属する会員)のうちからそれぞれ正副幹事長会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第18条 委員長は、委員会を招集して、その議長となり委員会の運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### 第4章 大 会

(大会の招集)

第19条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

- 2 定期大会は、毎年1回、事業年度終了の日から4ヶ月以内に会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたとき、又は県税政連の3分の1以上の要求があったときは、会長は1ヶ月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成及び代議員の任期)

第20条 大会は、本連盟の最高機関とし、県税政連が選任する代議員をもって構成する。

- 2 代議員の選出基準、その他の事項については、幹事会の議を経て会長が定める。

3 代議員の任期は、定期大会開催の日から次の定期大会開催の日の前日までとする。

4 県税政連は、選出した代議員に欠員を生じたときは補欠の代議員を選任する。補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大会の議事)

第21条 大会の議長及び副議長は、その都度大会において選任する。

2 大会は、構成員の2分の1以上の出席者がなければ議事を開くことはできない。ただし、委任状による出席を認めることができる。

3 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 大会の議事及び運営その他については、幹事会で定める。

(大会の議決事項)

第22条 大会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 役員の選任
- (2) 運動方針の採択
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他会務に関する重要事項

## 第5章 審議機関

(幹事会)

第23条 本連盟に、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事で構成する。

3 幹事会は、本連盟の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。

4 幹事会は、前項にかかわらず本連盟の運営及び事業活動に関し、本規約に定めるもののほか必要な規則等を決定する。

(幹事会の議事)

第24条 会長は、幹事会を招集し議長としてその運営にあたる。

2 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委任状による出席を認めることができる。

3 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 その他の機関

(会計監事)

第25条 会計監事は、経理を監査し決算の審理に当たる。

2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は使用人となることができない。

(推薦審査会)

第26条 本連盟に、推薦審査会を置く。

2 推薦審査会の委員は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

3 推薦審査会は、公職の選挙に際し、特定の公職の候補者の推薦につき審査決定する。

4 県税政連は、推薦審査会に対して前項の候補者の推薦を申し出ることができる。

(推薦審査会の議事)

第27条 推薦審査会の運営については、第24条の規定を準用する。ただし、幹事会とあるのを推薦審査会と読み替えるものとする。

(推薦審査会の報告)

第28条 県税政連が公職の選挙に際し、地域内に属する特定の公職の候補者を直接推薦することを妨げない。ただし、この場合には本連盟へ報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第29条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(特別の機関)

第30条 会長は、必要に応じ幹事会の議を経て臨時に特別の機関を設けることができる。

## 第7章 役員及び委員の任期

(役員任期)

第31条 役員(会計監事を除く。)の任期は、その選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会計監事の任期は、その選任後初めて招集される定期大会終了のときから就任後第2回目の定期大会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任期の特例)

第32条 前条の規定にかかわらず、役員が次の各号に該当することとなったとき、当該役員は退任するものとする。

(1) 役員が県税政連の会員の資格を失ったとき

(2) 大会において解任の決議があったとき

2 前項に規定する場合を除き、役員が退任しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

(委員会委員任期)

第33条 前2条の規定は、各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期について準用する。ただし、役員とあるのを委員長、副委員長及び委員と読み替えるものとする。

(任期満了後の役員等の職務)

第34条 任期が満了した役員又は委員は、新たに選任される役員又は委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

第35条 本連盟の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を処理する。

## 第9章 財 務

(経費)

第36条 本連盟の経費は、分担金・寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(分担金等)

第37条 県税政連は、毎事業年度の上期及び下期の二度、分担金を本連盟に納付しなければならない。

2 県税政連に対する分担金の金額は、原則として、上期は4月1日、下期は10月1日現在における当該県支部連合会の会員数(会費免除者及び税理士法人である会員を除く。)に2,750円を乗じた金額とする。

3 本連盟は、県税政連会費の収納事務を代行することができる。

(寄附金)

第38条 本連盟は、本連盟の目的達成に賛助する個人及び政治団体から寄附金を受けることができる。

(予算及び決算)

第39条 会長は、定期大会にその会日の属する事業年度の予算及び前事業年度の決算についてその承認を求めなければならない。

2 予算が成立しない期間においては、会長は通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(事業及び会計年度)

第40条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 雑 則

(規約の改正)

第41条 本規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。

## 附 則

この規約の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

## 標準県税理士政治連盟規約

平成29年1月31日制定

令和5年2月17日変更

## 〇〇県税理士政治連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、〇〇県税理士政治連盟と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本連盟の事務所は、〇〇に置く。

(支局)

第3条 本連盟は、〇〇県の区域内にある関東信越税理士会の支部を単位として支局を設ける。

(目的)

第4条 本連盟は、会員相互の協力により政治力を強化し、次の政治活動を行うことを目的とする。

(1) 関東信越税理士会〇〇県支部連合会（以下「関東信越税理士会〇〇県連」という。）の目的とその事業を達成するために必要な政治活動。

(2) 前号のほか、税理士の権益拡大と税制の改正等に必要な政治活動。

(事業活動)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため必要な事業及び活動を行う。

(1) 納税者の権益擁護に立脚した税理士制度確立のための政治活動。

(2) 納税者の実態に即した租税制度の確立のための政治活動。

(3) 租税法律主義に基づく税務行政実現のための政治活動。

(4) 納税者の租税倫理の高揚を図るための政治活動。

(5) 会員に対する情報の提供と機関誌の発行。

(6) 前各号のほか、本連盟の目的を達成するための事業。

(組織及び会員)

第6条 本連盟は、本連盟規約第4条（目的）に賛同する関東信越税理士会〇〇県連に所属する税理士会員をもって組織する。

2 前項に規定する本連盟を組織する税理士会員を税政連会員という。

## 第2章 役 員

(役員)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 〇〇人以内

(3) 幹 事 長 1人

(4) 副幹事長 〇〇人以内

(5) 支 局 長 各支局に1人

(6) 幹 事 〇〇人以内

(7) 会計監事 〇〇人以内

(役員を選任)

第8条 役員は、税政連会員のうちから大会において選任する。

2 役員の選考方法については、これを規則で定める。

(会長)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。

(幹事長)

第11条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

(副幹事長)

第12条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。

(支局長)

第13条 支局長は、支局の事務を執行する。

(幹事)

第14条 幹事は、会務に参画する。

## 第3章 執行機関

### 第1節 正副会長会

(正副会長会)

第15条 本連盟に、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、副会長及び幹事長をもって構成する。

3 正副会長会は、本連盟の会務に関する事項を協議決定する。

4 正副会長会は、会長が招集し、これを主宰する。

### 第2節 正副幹事長会

(正副幹事長会)

第16条 本連盟に、正副幹事長会を置く。

2 正副幹事長会は、幹事長、副幹事長をもって構成する。

3 正副幹事長会は、会務執行に関する事項について協議する。

4 正副幹事長会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

### 第3節 委員会

(委員会)

第17条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため、次の委員会を置く。

(1) 政策委員会

(2) 財務委員会

(3) 組織委員会

(4) 国対委員会

(5) 広報委員会

(6) 後援会対策委員会

(委員会の所掌事項)

第18条 各委員会の所掌事項は、それぞれ次のとおりである。

(1) 政策委員会は、本連盟の基本政策の企画立案及び税理士業務の確保・拡充対策の審議をする。

(2) 財務委員会は、本連盟の財政の確立強化と健全な運営を図るための諸施策の立案をする。

(3) 組織委員会は、本連盟の組織活動の統一強化に関する諸施策を立案する。

(4) 国対委員会は、本連盟の事業の遂行に必要な国会活動及び本連盟の選挙対策の企画立案をする。

(5) 広報委員会は、本連盟の目的、事業達成のための情報収集、機関誌の発行その他の広報活動を行う。

(6) 後援会対策委員会は、税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策を企画立案する。

(委員会の組織)

第19条 各委員会に、委員長1人、副委員長及び委員若干人を置き、委員長は副幹事長のうちから、副委員長及び委員は副幹事長、税政連会員のうちからそれぞれ正副幹事長会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第20条 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会の運営にあたる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## 第4章 大会

(大会の招集)

第21条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

2 定期大会は、毎年1回、事業年度終了の日から4ヶ月以内に会長が招集する。

3 会長が必要と認めたとき、または、税政連会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は1ヶ月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成及び代議員の任期)

第22条 大会は、本連盟の最高機関とし、代議員をもって構成する。

2 各支局は、毎年4月1日現在の税政連会員数を基準として代議員を選出し、本連盟に報告しなければならない。

3 代議員の選出基準、その他の事項については、幹事会の議を経て会長が定める。

4 代議員の任期は、定期大会開催の日から次の定期大会開催の日の前日までとする。

5 本連盟は、その代議員に欠員を生じた場合は補欠の代議員を選任する。補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大会の議事)

第23条 大会の議長及び副議長は、その都度大会において選任する。

2 大会は、構成員の2分の1以上の出席者がなければ議事を開くことはできない、ただし、委任状による出席を認めることができる。

3 大会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 大会の議事及び運営その他については、幹事会で定める。

(大会の議決事項)

第24条 大会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 役員を選任
- (2) 運動方針の採択
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他会務に関する重要事項

## 第5章 審 議 機 関

(幹事会)

第25条 本連盟に、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事で構成する。

3 幹事会は、本連盟の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。

(幹事会の議事)

第26条 会長は、幹事会を招集し、議長としてその運営にあたる。

2 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことはできない。ただし、委任状による出席を認めることができる。

3 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 その他の機関

(会計監事)

第27条 会計監事は、経理を監査し決算の審理にあたる。

2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は使用人となることができない。

(推薦審査会)

第28条 本連盟に、推薦審査会を置く。

2 会長は、推薦審査会を招集し、議長としてその運営にあたる。

3 推薦審査会の委員は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 推薦審査会は、公職の選挙に際し、特定の公職の候補者の推薦につき審議決定する。



(推薦審査会の議事)

第29条 推薦審査会の運営については、第26条の規定を準用する。ただし、幹事会とあるのを推薦審査会と読み替えるものとする。

(顧問及び相談役)

第30条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、会長の任期を超えることができない。

(臨時の特別の機関)

第31条 会長は、本連盟の事業を遂行するにあたって必要に応じ、幹事会の議を経て臨時に特別の機関を設けることができる。

## 第7章 役員及び委員の任期

(役員任期)

第32条 役員任期は、その就任後第2回目の定期大会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任期の特例)

第33条 前条の規定にかかわらず、役員が次の各号に該当することとなったとき、当該役員は退任するものとする。

(1) 役員が税政連会員の資格を失ったとき。

(2) 大会において、解任の決議があったとき。

2 前項に規定する場合を除き、役員が退任しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

(委員等の任期)

第34条 前2条の規定は、各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期について準用する。ただし、役員とあるのを委員長、副委員長及び委員、幹事会とあるのを正副幹事長と読み替えるものとする。

(職務の引継ぎ等)

第35条 任期が満了した役員又は委員は、新たに選任される役員又は委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 本連盟は、本連盟の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局の職制及び事務処理に関する規定は、必要に応じ、幹事会の議を経て会長が定める。

## 第9章 財務

(経費)

第37条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費の収納)

第38条 本連盟は、税政連会員から本連盟の会費を収納することができる。

2 本連盟の会費の金額及び収納方法については、「会費に関する規程」による。

(寄附金)

第39条 本連盟は、税政連会員及び本連盟の趣旨に賛同する個人並びに政治団体から寄附金を受けることができる。

(予算及び決算)

第40条 会長は、定期大会にその大会の日の属する事業年度の予算及び前事業年度の決算について、その承認を求めなければならない。

2 予算が成立しない期間においては、会長は通常の会務を執行するのに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(事業及び会計年度)

第41条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 雑 則

(規約の改正)

第42条 本規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。

[附 則]

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

[附 則]

- 1、この標準規約を改廃しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。
- 2、この標準規約は、平成29年1月31日から施行する。

[附 則]

この標準規約の変更は、令和5年4月1日から施行する。

## 旅費規程

令和5年2月17日制定

(趣旨)

第1条 関東信越税理士政治連盟(以下「本連盟」という。)の役員、委員、顧問及びこれに準ずる者(以下「役員等」という。)が会議又は用務のため旅行する場合に要する費用は本規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 旅費は、役員等の事務所所在地の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの往復について、最も合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の運賃を別表の区分に応じ支給する。ただし、用務の必要上又は災害その他やむを得ない事情により最も合理的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって別表の区分に応じ支給する。

- 2 別表の区分が片道50km超の場合で、新幹線が運行する経路があるときは、当該新幹線の普通運賃及び指定席特急料金を支給する。なお、当該新幹線が運行する経路を除いた経路があるときは、別表の区分に応じ併せて支給する。
- 3 車賃として役員等の事務所所在地から最寄り駅までの1往復につき3,000円を第1項の運賃に加算して支給する。
- 4 用務地に事務所を有する役員等は、第1項の規定にかかわらず車賃として3,000円を支給する。

(旅費の種類)

第3条 役員等が用務で旅行する場合は、前条の規定のほか用務地での必要と認められる車賃、宿泊料並びに昼食代等の実費を支給する。

(宿泊料)

第4条 宿泊を要する場合は1泊18,000円を支給する。

- 2 会議が連日行われる場合は次による。
  - (1) 第2条第1項の片道が150km以上のときは18,000円の割で会議日数から1を減じた夜数分
  - (2) 150km未満のときは、別表の旅客運賃に会議日数を乗じた額
  - (3) 前各号にかかわらず、本連盟が宿泊を指定したときはその額とする。

(その他の旅費)

第5条 会長が特別の事情があると認めるときは前各条の規定にかかわらず別に支給することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

## 別表

区 分	片道50km以下	片道50km超
乗 車 賃	普通運賃	普通運賃
特 急 料 金		指定席特急料金
船 賃	ジェットfoil料金	

## ウェブ会議運用指針

関東信越税理士政治連盟

### (趣旨)

この運用指針は、ウェブ会議を円滑に行うために必要な事項を定める。なお、会議の運営については規約によるものとする。

### (目的)

ウェブ会議の実施は、関東信越税理士政治連盟（以下、「本連盟」）の各種会議における、会議費用及び会議開催地への移動時間の削減、会議資料のペーパーレス化など会務の電子化を図ることを目的とする。

### (実施場所)

- ウェブ会議の実施場所は、本連盟事務局及び各役員・委員会委員（以下、役員等）の事務所とする。
- 当該役員等の事務所からウェブ会議への参加が困難な場合は、所属県税政連事務局又は所属支局事務局から参加することも差し支えないものとする。
- 出張等により上記1及び2に規定する場所以外から参加を希望する場合については、希望者の申請に基づき、会議を主催する会長・幹事長・委員長の承認により、その場所からの参加を認める。

### (会議システムの管理・運用)

本連盟は、ウェブ会議開催に必要なシステムの管理・運営を行う。

### (使用機材)

- 本連盟事務局においては、本連盟が有する設備を使用する。
- ウェブ会議は、原則として役員等が所有するパソコンを使用して行う。
- 希望する役員等には、ヘッドセット及びウェブカメラを本連盟から貸与する。
- 役員等の事務所以外の場所からウェブ会議に参加する場合は、役員等の所有する又は上記3の規定により支給されたヘッドセット及びウェブカメラを使用する。

### (諸費等)

ウェブ会議に参加する役員等に対するの諸費（通信費など）は支給しない。

ただし、「実施場所2」の所属県税政連事務局又は所属支局事務局から参加をした場合は、本連盟旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (その他)

- この運用指針に定めのない事項については、会長・幹事長の協議により決定する。
- この運用指針を改廃しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

令和5年4月1日制定

# 各県税政連だより

## 茨城県税理士政治連盟

幹事長  
原 口 哲 也

### 1. 新春賀詞交歓会

1月13日、ホテルレイクビュー水戸（水戸市）において、茨城県税理士協同組合、関東信越税理士会茨城県支部連合会との3会合同新春賀詞交歓会が開催された。県税理士3団体合同の賀詞交歓会ということで大井川茨城県知事、高橋水戸市長が出席されそれぞれごあいさつをいただいた。また、後援会を組織している国会議員、さらに県内すべての国会議員を来賓として招待した。

出席者は国会議員本人が7人、代理の秘書が9人の総勢16人であった。

ごあいさつは福島伸享衆議院議員（無所属・茨城1区）、額賀福志郎衆議院議員（自民党・茨城2区）、葉梨康弘衆議院議員（自民党・茨城3区）、田所嘉徳衆議院議員（自民党・比例北関東）、石川昭政衆議院議員（自民党・比例北関東）、青山大人衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）、堂込麻紀子参議院議員（無所属・茨城県）からいただいた。



福島伸享衆議院議員



額賀福志郎衆議院議員



葉梨康弘衆議院議員



田所嘉徳衆議院議員



石川昭政衆議院議員



青山大人衆議院議員



堂込麻紀子参議院議員

### 2. 臨時大会

3月24日、ホテルレイクビュー水戸（水戸市）において、茨城県税理士政治連盟臨時大会が開催された。坂場信夫副幹事長の司会で始まり、若山実会長からあいさつがあった。

議事は小泉達哉会員が議長となり、原口哲也幹事長が議案説明をし、第1号議案が承認可決された。

議事終了後、坂場副幹事長の閉会あいさつをもって終了した。



若山会長あいさつ

### 3. 後援会活動

#### (1) 税理士による上月良祐後援会

3月20日、茨城県産業会館（水戸市）において、税理士による上月良祐後援会総会が開催された。

議事はすべて賛成多数で承認可決され、議事終了後に上月良祐参議院議員（自民党・茨城県）からごあいさつをいただいた。



税理士による上月良祐後援会総会

#### (2) 税理士による永岡桂子後援会

3月20日、税理士法人報徳事務所（古河市）

において、税理士による永岡桂子後援会総会が開催された。

ハイブリッド形式で行われ、議事はすべて賛成多数で承認可決された。

(3) 税理士による高橋靖後援会総会

3月28日、ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸（水戸市）において、税理士による高橋靖後援会総会が開催された。

議事はすべて賛成多数で承認可決され、議事終了後に高橋靖水戸市長からごあいさつをいただいた。



税理士による高橋靖後援会総会

行われた後、来賓を代表して秋山関税政幹事長にごあいさつをいただき、大島富司県連副会長の乾杯の発声により懇親に入った。

途中、まず出席された知事・国会議員から受付順にごあいさついただき、次に百瀬長野県税政連会長、岸埼玉県税政連会長、成澤長野県税政連幹事長からもごあいさつをいただき、皆様インボイス制度等の税制改正について熱く語られて盛り上がった。

今年も華やかな会とさせていただき、荻原秀幸栃木県連副会長の音頭で万歳三唱を唱えた後、仲島克吉国保組合県理事長が閉会の言葉を述べ無事終了した。



岡本県連会長



秋山関税政幹事長



高橋克法参議院議員



福田富一栃木県知事



百瀬長野県税政連会長



岸埼玉県税政連会長

栃木県税理士政治連盟

幹事長  
小 口 秀 一

1. 新年賀詞交歓会

栃税政は、1月14日、東武ホテルグランデ（宇都宮市）において、県支部連合会、栃税協、税理士国保栃木県連を合わせた四団体の共催により、本年で28回目となる新年賀詞交歓会を2年ぶりに開催した。県内各支局からも多くの会員が出席し、今回も100人規模となった。

高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）他4人の国会議員と福田富一知事、秋山典久関税政幹事長、岸生子埼玉県税政連会長、百瀬征男長野県税政連会長、成澤優一郎長野県税政連幹事長をお迎えして盛大に開催することができた。

会は澤田真由美栃税協理事長の開会の辞に続き、岡本篤典県連会長による主催者あいさつが



成澤長野県税政連幹事長

## 群馬県税理士政治連盟

前幹事長

三 輪 洋 之



来賓の皆様と四団体役員

### 2. 臨時大会

3月22日、護国会館（宇都宮市）において臨時大会を開催した。50人の代議員のうち会場出席30人委任状出席19人で成立した総会は、小峰儀則副会長の開会の辞で始まった。

小池英之会長からあいさつがあり、役員改選の議案について慎重審議をお願いする旨が述べられた。議長に岡本県連会長が選出され星野昌弘新会長他の新役員選任について全会一致で承認を受けた。

議事終了後、星野新会長からあいさつがあり、大戸孝男氏家支局長の閉会の辞で終了した。

総会終了後に行われた幹事会では、小池会長が議長となり、推薦審査会委員の選任について及び各委員会の承認についての議案提示が行われ、2議案とも全員賛成で承認された。

1. 後援会を通じた国会議員への陳情活動について  
通常であれば、各後援会において総会や議員による国政報告会等を開催する時期であるが、各後援会において新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻るには、今しばらく時間が必要であった。そのため、国会議員への陳情活動も思うように行うことができなかった。

世の中の新型コロナウイルス対応についても、ようやく発生以前の状況に戻りつつあるので、今後は積極的な陳情活動が期待できると思われる。

### 2. 群税政の活動について

群税政は3月28日に任期満了に伴う役員改選のため、臨時定期大会を開催した。本来であれば、対面式により開催したいところではあったが、代議員の安全を考慮し、書面議決による方法により開催した。

議案は賛成多数により可決承認され、新役員が選任された。

新年度からは、役員、代議員、来賓が参加した盛大な定期大会が開催されることを祈念する。

### 3. 富岡賢治高崎市長後援会総会

税理士による富岡賢治高崎市長後援会の第10回定期総会が、3月22日にグランビュウ高崎（高崎市）で開催された。総会の議案が可決承認された後、大西勉後援会長のあいさつが行われた。その後、高橋正一富岡賢治後援会連合会会長から、富岡賢治市長の活動報告が行われ、今後の「税理士による富岡賢治後援会」の更なる協力の要請が行われた。

3年ぶりの対面方式での開催であったが、多数の参加者のもと、盛大な総会となった。



税理士による富岡賢治後援会総会の様子



高橋後援会連合会会長による活動報告

はじまった。

議事は、遠藤憲五会員が議長となり、中村副幹事長が議案を説明し、第1号議案が承認可決された。

以上をもって議事は終了し、新井正幹事長の閉会あいさつにより終了した。



臨時大会の様子

## 2. 後援会活動

3月15日、ザ・キャピトルホテル東急（千代田区）において、「土屋品子君と語る会」が開催され、税理士による土屋品子後援会から石川利子会長、宮野文子副会長、新井正幹事長が参加した。



土屋品子衆議院議員（自民党・埼玉13区）と参加者

## 埼玉県税理士政治連盟

幹事長  
新 井 正

### 1. 臨時大会



岸生子会長あいさつ

3月20日、埼玉県税理士会館（さいたま市）において埼玉県税理士政治連盟臨時大会が開催された。大会は、中村岳副幹事長の司会により

### 3. 2023年統一地方選挙

今回の統一地方選挙において、埼玉県自民党県連からの推薦依頼があり、各選挙区の税理士政治連盟支局からの推薦により、埼玉県では、14人の県議会議員立候補者に岸会長から推薦状が出された。

各地区の選挙応援では、他の団体はのぼり旗を立てたり揃いの上着を着たりして応援していた。

立候補者からは、そののぼり旗をみて、当該団体の応援に感謝の言葉があった。我々税理士政治連盟も、のぼり旗の早期作成の必要性を感

じる場面であった。

今回の統一地方選では、今まで以上に地元の国会議員が地方議会議員候補者を応援していたので政治連盟のアピールとして、のぼり旗などの物は必要ではないかと思う。



県議会議員立候補者への推薦状の手交の様子



のぼり旗と揃いの上着による選挙応援の様子

## 新潟県税理士政治連盟

幹事長

田 中 操

### 1. 新年賀詞交歓会について

1月7日、割烹丸こ（長岡市）において鷺尾英一郎衆議院議員（自民党・比例北陸信越）と新年賀詞交歓会を実施した。

国政報告会を併催し懇親会により交流を深めた。本年度は関税政として議員会館での新年あいさつ回りは行わないことになり、新潟県税理士政治連盟（以下、県税政という。）の判断において対応した。



鷺尾英一郎衆議院議員・高橋潔県税政会長他

### 2. 令和4年度県税政臨時大会について

3月22日、新潟県税理士会館（新潟市）において令和4年度臨時大会を開催した。議案は「役員任期満了に伴う改選の議決を求める件」で代議員80人により原案どおり承認された。

この令和5年度役員原案は、令和4年12月7日幹事会に次期会長候補の推薦を諮ることからはじまり、2月28日の幹事会書面決議を経て作成されたものである。

臨時大会終了後、新年度の日程調整などを行った。



新任のあいさつをする池淳一会長

### 3. 税理士による国会議員後援会定期総会・国政報告会について

令和4年12月28日施行の衆議院小選挙区「10増10減」により新潟県内の小選挙区は1減の5選挙区となり、自民党は比例を含めて現職7人の新選挙区割が大幅に変わった。

激変の中すべての5支援後援会は県税政役員臨席のうえ定期総会・報告会を開催した。

新たな衆院選の区割りにより旧選挙区が3分割されるなど新天地に会員拡大を図る後援会もある。

国政報告会においては、税制改正などについて意見交換ができ賛同を得ることができた。





斎藤洋明（自民党・新潟3区）後援会



塚田一郎（自民党・比例北陸信越）後援会



鷲尾英一郎（自民党・比例北陸信越）後援会



高鳥修一（自民党・比例北陸信越）後援会



国定勇人（自民党・比例北陸信越）後援会

## 長野県税理士政治連盟

前幹事長

成澤 優一朗

### 1. 後援会活動など

#### (1) 参議院議員片山さつき懇談会

令和4年10月14日、ホテルメトロポリタン長野（長野市）にて、「片山さつき後援会長野支部」立ち上げのための懇談会が開催された。関税政の支援候補であるので、長税政としても積極的に支援する。



片山さつき参議院議員（自民党・比例）

#### (2) 税理士による若林健太後援会定期総会

令和4年11月20日、ホテルメトロポリタン長野にて、衆議院議員当選後初めての定期総会を開催した。10月に自由民主党税制調査会幹事に抜擢されるという嬉しいニュースが飛び込んできた中での開催であった。若林健太衆議院議員（自民党・長野1区）本人と百瀬征男県税政連会長にもご出席いただき、会議及び国政報告後、盛大に懇親することができた。



税理士による若林健太後援会総会の様子



若林衆議院議員と

### (3) 県連理事会開催後の与党税制改正大綱についての基調講演

令和4年12月20日、ホテルブエナビスタ（松本市）にて、長野県連理事会と長税政幹事会の合間に自由民主党税制調査会幹事の若林衆議院議員から令和5年度の税制改正大綱の解説をZoomにて行った。税制調査会幹事から税理士に向けてこのタイミングで企画ができたことは素晴らしいことである。上條光信県連会長の全面的な支持があつての開催であつた。



基調講演の様子



講演を聴く上條県連会長

### (4) 税理士による宮下一郎後援会定期総会

2月23日、割烹海老屋（伊那市）にて久しぶりの対面による総会を開催した。百瀬県税政連会長も出席され、会議後、宮下一郎衆議院議員（自民党・長野5区）ご本人から国政報告をいただき、議員

ご本人を囲んでの大激励懇親会が開催された。



宮下衆議院議員と

### (5) 確定申告会場視察

2月24日、長野税務署の確定申告会場である長野市若里市民ホールを、若林衆議院議員が税務支援視察を行った。長野税務署の刈屋貴久子総務課長の案内で視察が進められた。混雑した中、スマホ申告会場までも視察でき、その景色は新鮮であつた。



確定申告相談会場視察

### (6) 隣接士業政治連盟懇談会

2月27日、ホテルメトロポリタン長野にて、長野県内の社会保険労務士会・行政書士会・税理士会の三士業政治連盟が懇談会・懇親会を久しぶりに開催した。



会議の様子

### (7) 税理士による若林健太後援会臨時総会

3月27日、ホテルJALCITY長野（長野市）

にて、税理士による若林健太後援会臨時総会を開催し、後援会会長に渡辺典明会員、幹事長兼会計責任者に沖田聡会員を選任した。若林議員本人も出席され、国会の終盤状況につき国政報告が行われた。その後、盛大に懇親会を行った。

## 2. 臨時大会

2月13日、長野県税理士会館（松本市）にて臨時大会が開催され、令和5年度・6年度の役員人事が決まった。



税理士による若林健太後援会臨時総会

## 編集後記

### 広報委員長 三輪 洋之

4年前、税政連を身近に感じられる広報活動を行うことを目標に広報委員長に就任しましたが、陳情活動や広報活動が制限なく行えたのは初年度の1月までで、その後は新型コロナウイルスの感染拡大により、税政連の活動自体が制限されてしまいました。そのような状況の中でも、各県広報委員、事務局の皆様、また投稿をいただいた多くの方々のご協力により「関税政」を発行し続けることができました。本当にありがとうございました。

### 広報副委員長 柳澤 彰

コロナ禍の3年は生活に大きな変化をもたらすものでした。各委員の皆さんが地域の情報を持ちより意見交換をし、発信することが広報のみならず税政連活動にとって有意義であり残念ではありません。ただ今年は多くの要望が実現できたことは喜ばしいことでした。また活発な活動と要望実現に向けて税政連活動が再開できることを願います。税理士が置かれている状況も大きく変化していくと思います。時代に即した情報収集と発信をお願いし、これからは情報の受け手として「関税政」を楽しみにしたいと思います。委員長・委員・サンキュー印刷・事務局の皆さんお世話になりました。ありがとうございました。

### 広報委員 土屋 秀

本年度は、原油価格の高騰、半導体の不足、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱、これに急激な円安が加わり、さらにはウクライナ情勢の不安定化による穀物・資源価格の高騰を起因として物価高騰の波が止まることはなく、国民生活へ大きな影響を与えました。そして、インボイス制度導入まで残り約半年となり、準備が慌ただしくなるなか、政府は異次元の少子化対策を打ち出すと発表し、これから財源確保のため、どのような政策・税制改正を行うのか政治からまだまだ目が離せないと感じさせられる一年となりました。関税政も新年度から新しい体制となり、新しいスタートを切ります。税政連及び政治にこれまで以上に興味・関心を持っていただけるよう、より有益な情報を皆様方へ届けたく邁進してまいります。引き続き皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

### 広報委員 海老原和弘

任期を終えての一筆という依頼でしたが、この2年間、何一つ、協力できませんでした。新型コロナウイルス感染症の自粛要請により、編集会議

も経験することなく、また、広報委員会の方々には、一度もお会いすることなく終わってしまいました。コロナ禍とはいえ、残念な思いです。機関誌52号の表紙の写真を提供できたことが、唯一の仕事でした。

コロナ禍によりリモートワーク・オンデマンド研修等が加速化されましたが、やはり人と人が、直接会って、触れ合うことが重要なのではないのでしょうか。一度も言葉を交わすことがありませんでしたが、広報委員会の皆様方、2年間に難うございました。

### 広報委員 小坂橋 敬之

広報委員として3期6年の任期が終了いたしました。任期の後半は新型コロナウイルスの影響を受け校正作業はすべてオンラインになるという異常事態でしたが、今ではすっかり定着した感があります。ある意味新しい試みに参加できたのかなという思いもあります。新型コロナウイルスの2類から5類への移行で校正作業は今後どうなっていくのでしょうか。

### 広報委員 杉野 幸恵

税政連の委員となって最初の2年が終わりました。この間、政治連盟の活動の必要性を痛感しました。消費税について、われわれの税制建議の一部が法制化されたことは大きな喜びです。この2年も微力ながら引き続き広報委員を務めて参りますので、宜しく願いいたします。

### 広報委員 齋藤 嘉一

任期中の2年間は、新型コロナウイルスの感染拡大による自粛期間が続き、広報委員としての活動が制限されていた状態でした。広報誌のレイアウトの確認、誤字脱字のチェック、広報誌に使う表紙写真の選定等、直接、本会に赴き、委員会のメンバーと議論が難しい状況の中、広報正副委員長、担当役員のほか、関東信越税理士政治連盟の担当職員の方々がご苦労されたことは、容易に想像できません。あまり広報委員会の活動に貢献できたという実感のないまま、任期が満了してしまいました。コロナが収束し、広報委員会活動の制限が解除されるよう祈っています。

### 広報委員 塩川 進

任期を終了いたしました。改正してほしい事項がたくさんあります。税政連の積極的な活動により、より多くの税制改正の建議が実現されるよう期待します。

# 悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが  
安心! オススメ!

## 安心できる退職金制度は?

### 関与先にも紹介したい...

そんなときは、**税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための**

# 特定退職年金共済制度

## えっ? 複利で2%!?



**ひとり1件紹介キャンペーン実施中** 紹介手数料をお支払いします

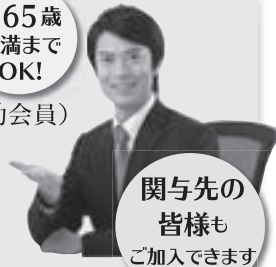
関与先をご紹介いただいた場合  
新規加入事業所 20,000円 / 1件 + 消費税 被共済者 5,000円 / 1名 + 消費税  
税理士をご紹介いただいた場合  
新規加入事務所 40,000円 / 1件 + 消費税 被共済者 5,000円 / 1名 + 消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

### ご契約いただける方

- ① 税理士会会員 (税理士法人含む)
- ② 税理士会及び税理士関連組織 (賛助会員)
- ③ 関与先等 (賛助会員)

満65歳  
未満まで  
OK!



関与先の  
皆様も  
ご加入できます

### 制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。ただし、満60歳未満の方まで可。  
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★ 充実した福祉事業制度 (結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は  
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

### 退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。  
※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。  
※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

### 税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846  
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階  
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261  
https://www.zeitaikyoo.com



制度の詳細はホームページを  
ご覧ください

ぜいたいきょう

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。  
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。

**未収金防止、業務負担を軽減!**

**不定期な報酬にも対応!**

**総合的な売上管理が可能!**

関与先様  
1件から  
利用可能

ホームページから資料請求お申込が可能です。

報酬自動支払制度 検索



オンライン相談実施中!



ご希望の方は、ホームページからお申込できます。 <https://www.houshu.co.jp/zoom/>

お問い合わせは

☎ 0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET** にお任せください。

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。



定期的なサービスや不定期な集金業務を1件からサポートします。

- アパート・マンションの家賃、管理費
- 駐車場利用料
- 貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝
- 新聞や雑誌の定期購読料

ご紹介謝礼として税理士先生へ利用開始確認後 30,000円をお支払いします。

お問い合わせは

03-5931-0666

税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行者

株式会社 **日税ビジネスサービス**



# 税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ

「2023年度更新手続きのご案内」を必ずご確認ください。

●郵便振替ご利用の皆様へ  
5月上旬 ご案内発送  
保険料払込期限は  
6月30日(金)です

●口座振替ご利用の皆様へ  
4月上旬 ご案内発送  
口座振替日は  
6月27日(火)です

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階  
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ぜいばいほけん 検索



# 新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士  
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら



## 関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

### ◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

### ◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

### ◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度  
関東信越税協連企業年金基金

### ◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）  
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

### ◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載  
ホームページによるタイムリーな情報の提供

### ◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

### ◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス  
M & Aの仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>